

## 住宅・店舗・事務所リフォームの

### 資金を助成します

「自己居住用住宅」や「店舗・事務所」のリフォーム（改修）工事等を行った場合に、その経費の一部を助成します。

令和2年度以前にこの助成金の交付を受けた方は、再度助成金の交付申請が可能です。

### 対象

①市内にリフォームを行う住宅・店舗・事務所を有する方で、市税の未納がない方

②対象工事について、市から他の助成・補助等を受けていない方

### 対象工事

①対象者が有する住宅・店舗・事務所への修繕・補修増築などの工事であること

②市の登録市内施工業者に行わせるリフォーム工事等であること

③工事着工前であること（現場確認する場合があります）

※新築の工事などは対象外です。

### 助成金額

消費税を除く20万円以上の工事に對し、工事費の10%（上限15万円・千円未満切り捨て）

※工事費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

※申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません

ん。完了時に見積額を下回っている場合、助成金の額は変更になりません。

### 申請書類配布場所

産業支援課、市役所本庁舎1階総合窓口横、各総合支所地域振興課  
※市HPからもダウンロード可。

### その他

・先着順ではありません。予算を上回った場合は、初めて助成を受ける方を優先とし抽選を行います。

・申請手続きは原則として、本人またはご家族の方に限定します。

申 5月11日(月)～5月22日(金)平日9時～17時に、産業支援課または各総合支所地域振興課へ

問 産業支援課 ☎2515208

## 木造住宅の耐震診断に

### 補助金を交付します

### 対象

①市内に住所があり、市税を滞納していない方

②対象住宅の所有者またはその2親等以内の親族で、現に居住している方

### 対象住宅

①市内にある木造住宅

②昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅または、住宅以外の部分が2分の1未満の併用住宅

③階数が2以下でかつ延べ床面積500平方メートル以下であること

### 補助金額

耐震診断に要した費用の額で、1棟あたり5万円を限度

※診断費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

### その他

・先着順です。  
・交付申請前に耐震診断に着手してしまつと、補助金は受けられません。

☑耐震診断の着手前に、申請書類を建築住宅課へ提出。申請書類は市HPからダウンロードまたは建築住宅課窓口で配布。

☑建築住宅課

☎2616869



## 市内企業支援制度

### 省エネ設備更新補助金

原油価格や物価高騰による電気代や燃料費の値上がりの影響を受ける事業者に対して、燃料等の使用量削減につながる設備導入経費の一部を補助します。

対象 市内の中小企業者等（全業種）

対象事業 空調、照明、ボイラー・給湯、冷凍冷蔵等の設備の更新経費

※国や県等が行う省エネ・再エネ設備投資補助金との併用不可

補助額 上限50万円

※補助対象経費は税抜40万円以上が対象

補助率 補助対象経費の2分の1

申請期間 5月22日(金)まで

※予算超過の場合は、過去に本補助金の利用実績のない事業者を優先。その後、抽選により決定。

### 生産性向上サポート補助金

物価高騰による原材料費や賃上げに伴う人件費の増加の影響を受ける事業者に対して、業務の生産性向上を図り、事業者の賃上げにつながる設備導入経費等の一部を補助します。

対象 市内の中小企業者等（全業種）

※国や県の補助金との併用不可

対象事業 先端設備導入計画や経営力向上計画、経営革新計画に基づく設備導入費や生産性向上につながる取り組みに関する経費

補助額 上限50万円（先端設備導入計画事業・経営力向上計画事業）、上限30万円（経営革新計画事業）

補助率 補助対象経費の2分の1

申請期間 12月25日(金)まで

※先着順にて交付決定

☑交付申請書（市HPに掲載）に関係書類を添えて、先端技術推進課に郵送または窓口へ提出。

☑先端技術推進課 ☎21-5522

## 高校生等通学定期券 購入費補助制度

公共交通機関(※)を利用して通学する高校生の皆さんに「通学定期券」購入費用の一部を補助します。

※西武観光バス(株)秩父営業所、秩父鉄道(株)および西武鉄道(株)が運行する各路線が対象。

**秩父市・小鹿野町(秩父地域)に所在する高等学校に通学する高校生**  
**対象** 市内に住所がある高校1～3年生

①バス通学定期券購入費補助  
②鉄道通学定期券購入費補助

**補助金額** 定期券購入時毎に半額補助(千円未満切り捨て)

**秩父地域外に所在する高等学校に通学する高校生**

**対象** 市内に住所がある高校2～3年生。1年生は対象外です。

①バス通学定期券購入費補助  
**補助金額**

①定期券購入時、1か月定期券の金額が6,000円を超える部分について、上限2,000円  
②3か月定期券の金額が18,000円を超える部分について、上限6,000円

②鉄道通学定期券購入費補助  
**補助金額** 定期券購入費が年間で2万円を超えた額に対して、上限5,000円

### 購入・申請方法

#### ①バス通学定期券

**購入方法** 西武観光バス(株)秩父営業所で定期券を購入する際、所定の申請書を記入してください。購入時に補助額を差し引いて定期券を販売します。

☎ 西武観光バス(株)秩父営業所  
22-11635

#### ②鉄道通学定期券

**申請書交付・受付場所** 市民生活課(市庁からもダウンロード可)

※郵送での申請も受け付けます。  
※申請に必要なものは市庁をご確認ください。

なお、該当する通学定期券の写し全てが必要となります。PASMO定期券などのICカード定期券は、更新前の定期券データが書き込まれてしまったため、購入ごとに写しをとってください。

**申請期間** 4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

**その他**

- 秩父地域の高校への通学者は、定期券購入毎(年度をまたぐ場合)にはこの限りではありません。
- に、その都度申請してください。
- 秩父地域外の高校への通学者は、年度で1回限りの申請です。



※詳細は市庁またはお問い合わせください。

☎ 市民生活課  
26-11133



### 国民年金だより

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。届け出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届け出をしないままにしておくと、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合があります。ですので、必ず届け出をしましょう。

☎ 秩父年金事務所 27-6560  
☎ 25-5201  
各総合支所市民福祉課  
吉田 ☎ 72-6082  
大滝 ☎ 55-0863  
荒川 ☎ 54-2111

こんなとき	どうする	届け出先
20歳になったとき(厚生年金・共済年金加入者を除く)	手続き不要	日本年金機構より「国民年金加入のお知らせ」が送付されます(基礎年金番号通知書と納付書は後日送付)
会社を退職したとき(厚生年金・共済年金加入者の場合)	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	保険年金課または各総合支所市民福祉課
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	保険年金課または各総合支所市民福祉課
配偶者の会社が変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※第1号被保険者：農業、自営業の方・勤め先に年金制度のない方・学生・無職の方  
※第3号被保険者：厚生年金・各種共済年金の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

### 姉妹都市 豊島区からの お知らせ

## 豊島区立トキワ荘マンガミュージアムに 小・中学生を無料招待します

豊島区には、かつてマンガの巨匠たちが住み集い、若手時代を過ごした「トキワ荘」というアパートがありました。そのトキワ荘を忠実に再現した「豊島区立トキワ荘マンガミュージアム」に、秩父市の小・中学生を無料招待します。



**期間** 7月26日(日)まで  
赤塚不二夫生誕90周年「ギャグマンガの王様誕生 赤塚不二夫展～すべては『ナマちゃん』から始まった～」開催期間中

**開館時間** 10時～18時(入館は17時30分まで)

**利用方法** 下の招待券を切り取り、持参してください。(コピー不可)

詳細はミュージアムHPをご覧ください。

☎ 豊島区観光課観光交流グループ  
03-3981-1316



ミュージアムHP

### 豊島区立トキワ荘マンガミュージアム 秩父市民小中学生 無料招待券

**見本**  
●決、この券の返金等はできません。  
●この券の販売行為および購入して使用する行為は禁止です。

### 豊島区立トキワ荘マンガミュージアム 秩父市民小中学生 無料招待券

**見本**  
●決、この券の返金等はできません。  
●この券の販売行為および購入して使用する行為は禁止です。

# 住まいの防犯用具購入費用を補助します

## 対象

- ①市内に住民登録している世帯主であること
- ②住宅や自動車の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること
- ③令和8年4月1日以降に、市内業者にて防犯用具を購入、設置していること
- ④暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- ⑤過去に住まいの防犯用具購入費補助金の交付を受けていないこと
- ⑥市税の滞納がないこと

## 対象経費

次の防犯用具の購入費、設置工事費（市内業者に限る）

- ・カメラ付きインターホン
- ・補助錠
- ・サムターンカバー
- ・センサーライト
- ・センサーアラーム
- ・自動車用タイヤロック
- ・自動車用ペダルロック
- ・自動車用ハンドルロック
- ・自動車用防犯アラーム

※申請者本人または同居の親族が所有、賃貸する住宅や自動車への設置のみ。自動車は自家用乗用自動車に限る。



## 補助額

消費税を除く対象経費に相当する額（上限1万円・千円未満切り捨て）

## 申請時に必要なもの（※印はコピー可）

- ①防犯用具の内容、申請者氏名、施工日または購入日、領収金額、領収年月日、販売店の名称および所在地が記載された領収書（※）
- ②購入した防犯用具の取扱説明書やカタログ等（※）
- ③防犯用具取り付け後の写真を印刷したもの
- ④運転免許証・マイナンバーカードなど、現住所・生年月日が記載されている本人確認書類のコピー
- ⑤通帳など、振込先口座情報の確認書類のコピー
- ⑥誓約書
- ⑦申請者が住宅や自動車の所有者でない場合、所有者の同意書

## 申請書類 危機管理課窓口で配布。

※市HPからもダウンロード可。

5月11日(月)～予算上限に達するまで先着順で受け付け。平日（9時～17時）に危機管理課へ書類を持参してください。

危機管理課 ☎ 22-2206

※自動車税ですでに減免を受けている

**軽減自動車税のお知らせ**  
**納期限内に納めましょう**  
 軽自動車税の納税通知書は5月1日（金）に発送します。  
 令和8年度軽自動車税の納期限（口座振替日）は**6月1日(月)**です。納税通知書の裏面に記載されている金融機関等で、納期限内に納めてください。

**減免の手続きについて**  
 申請により減免の対象となる軽自動車は次のとおりです。  
 ①障害者手帳等をお持ちの方、あるいはその方と生計を一にする方が所有される軽自動車のうち一定の要件を満たすもの。

②車両が専ら障害者手帳をお持ちの方の送迎用を利用するための構造になっっているもの（車いす移動車など）。  
 納税通知書到着後、必ず納期限（6月1日(月)）までに市民税課または各総合支所市民福祉課へ申請してください。期限を過ぎると減免申請ができませんのでご注意ください。

※申請には未納の納税通知書等が必要です。必要書類については市HPをご確認ください。  
 お問い合わせ先  
**市民税課**  
 ☎ 22-2209



## 消費生活センターからのお知らせ

高齢者を守る  
お助けかわらばん

- 「定期縛りなし」は、「1回限り」の意味ではない可能性に注意！
- 最終確認画面の内容をよく確認し、必ずスクリーンショットで保存！
- 商品の受け取り拒否や返品をしただけでは解約にならないので注意！

**インターネット通販での定期購入トラブルにご注意!!**

1回目の商品を受け取った翌月

また？ お試しで1回頼んだだけだから受け取れません。送り返してください。

商品を受け取っていないのだから払いたくないわ

請求書  
定期購入(2回目)  
15,000円

なにこれ？ どうすればいいの？

——最終通告——  
OO法律事務所

お母さんへ188に相談しなよ!

©埼玉県消費生活課

問 秩父市消費生活センター ☎ 25-5200  
 毎週月～金曜日（祝日はお休み） 9時～12時、13時～16時

# 障がい者のための福祉手当・福祉医療費

①～⑥の手当等について、すでに受給されている方は、申請の必要はありません。

## ①特別児童扶養手当

**対象** 身体または精神に障がい（※）がある20歳未満の子どもを育てている方

※特別児童扶養手当認定診断書により一定の障がいがあると認められた方

**手当額** 1級 月額58,450円  
2級 月額38,930円

## ②在宅重度心身障害者手当

**対象** 在宅で生活している市・県民税非課税の方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

**手当額** 月額5,000円

## ③障害児福祉手当

**対象** 障がいがあるため常時介護が必要な20歳未満の方

**手当額** 月額16,560円

## ④特別障害者手当

**対象** 在宅で生活しており、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方（要件等、詳しくはお問い合わせください）

**手当額** 月額30,450円

## ⑤重度心身障害者医療費

**対象** 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかをお持ちの方
- ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

\*65歳以上で新たに手帳を取得した方等は対象外です。

**助成額** 医療保険を使って病院・薬局等を受診した際の医療費の自己負担分（一部対象者は、対象外となる医療費あり）

## ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金

**対象** 市内在住で、呼吸器機能障害により酸素濃縮装置を使用する在宅酸素療法による治療を受けている方

**給付額** 月額1,500円（申請月分から支給）

## ⑦難病患者等通院交通費給付金

**対象** 次のいずれかに該当する方

- ・特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで、難病の治療のため市外の病院等に通院している方
  - ・慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方
- ※吉田・大滝・荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象。

### 給付額

【電車・バス】運賃（※）の2分の1

【自家用車】通院にかかる距離1kmあたり10円

※一部、旅客運賃割引適用後の運賃で計算する場合あり。

### 申請期間

【4月～7月分】8月3日(月)～8月17日(月)

【8月～11月分】12月1日(火)～12月15日(火)

【12月～3月分】令和9年4月1日(木)～4月15日(木)

## ⑧在宅重度心身障害者自動車等燃料費給付金

**対象** 市内在住で、本人または同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方（同居・同一生計で視覚障がい者の移動支援を行っている方を含む）
- ・療育手帳A、A、Bをお持ちの方（同居・同一生計で移動支援を行っている方を含む）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

**給付額** 使用燃料1ℓにつき50円

（1か月の限度量は自動車20ℓ、バイク5ℓ）

請求には、事前に認定申請が必要です。受給資格は、認定された日から発生します。

※通院交通費、燃料費はいずれかの助成となります。

◆①～⑧の手当の要件や必要な持ち物について、詳しくはHPをご覧ください。

問・障がい者福祉課 ☎27-7331

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865 荒川 ☎54-2116

産業支援課 ☎22-3340  
22-5208

市内に居住するための住居の新築、増改築、購入、修繕、宅地の取得に対する資金貸付制度です。詳しくは市HPをご覧ください。



勤労者向け資金貸付制度を「ご利用ください」

問 市立病院管理課 ☎23-0611



- ・実施要項はHPからのダウンロードまたは管理課窓口で配布。
- ・試験場所は秩父市立病院です。
- ・持参の場合、土・日を除く。郵送の場合は期間内必着（厳守）。

募集職種・人数 看護師5人・介護福祉士1人（いずれも免許取得済みの方）

試験日 申し込み後に通知

受付期間 随時

②令和8年度内採用予定

試験日 5月26日(火)午前

受付期間 5月15日(金)まで

①令和9年4月採用

募集職種・人数 看護師5人・介護福祉士1人・作業療法士1人（令和8年度中に免許取得見込みを含む）

市役所では働き方改革の一環として、4月1日から勤務時における軽装勤務を通年で実施しています。

ご理解をお願いします。問 人事課 ☎22-2207

# 令和8年度 市税等納期のお知らせ

今年度も納期内納付にご協力ください。

※見やすい所に貼ってご利用ください。

税目等・納期限（口座振替日）	令和8年							令和9年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市県民税・森林環境税			1期 6/30(火)		2期 8/31(月)		3期 11/2(月)			4期 2/1(月)				
固定資産税		1期 6/1(月)		2期 7/31(金)				3期 12/25(金)			4期 3/1(月)			
軽自動車税		1期 6/1(月)												
国民健康保険税														
後期高齢者医療保険料														
介護保険料														
特別徴収（年金）														
市県民税・森林環境税														
国民健康保険税				1期 7/31(金)		2期 8/31(月)		3期 9/30(火)		4期 11/2(月)	5期 11/30(月)	6期 12/25(金)	7期 2/1(月)	8期 3/1(月)
後期高齢者医療保険料														
介護保険料														
休日納税窓口（本庁のみ） （毎月最終日曜日）	4/26	5/31	6/28	7/26	8/30	9/27	10/25	11/29	12/27	1/31	2/28	3/28		

該当となった税目等についてのみ、

4月・6月・8月・10月・12月・2月の公的年金からの特別徴収による納付となります。

◎口座振替をご利用の方は、納期限の日に振り替えますので、預貯金の残高を

ご確認ください。

◎納め忘れのない口座振替のご利用をおすすめします。

◎納付方法については納税通知書・決定通知書などで

ご確認ください。

◎キャッシュレス納付もできます。詳しくは右のQR

コードから。

エル・キューアール

el-QR

いつでもどこでも  
キャッシュレス納付



## 問い合わせ

- ・市税等の納付に関すること
- ・市県民税・森林環境税、軽自動車税等の課税に関すること
- ・固定資産税の課税に関すること
- ・国民健康保険税の課税に関すること
- ・後期高齢者医療保険に関すること
- ・介護保険に関すること
- 納税課 ☎ 22-2210
- 市民税課 ☎ 22-2209
- 資産税課 ☎ 25-6076
- 保険年金課 ☎ 25-5201
- 高齢者介護課 ☎ 25-5205